

特定都市河川浸水被害対策法の施行期日を定める政令案参照条文

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。